

一時的な土石の堆積の期間延長について（変更許可）

一時的な土石の堆積の許可期間（最大5年間）を超える場合には、変更許可により、期間の延長を行ってください。

なお、一時的な土石の堆積は、一定期間の経過後に撤去されるべきものであります。本来撤去されるべき土石が放置された場合は、危険な盛土等となる恐れがあります。

そのため、変更許可の際には、下記の資料等の提出が必要となります。

資料一覧

書類名	内容
① 土石の搬入・搬出量の管理表（任意様式も可）※ ¹ 搬入・搬出時の写真 搬入・搬出の契約書等の写し	土石の堆積として引き続き取り扱うことの妥当性を判断することができる資料
② ストックヤード登録票※ ²	ストックヤード運営事業者登録制度の登録証
③ 技術的基準への適合性が分かる図面等	空地や柵などの技術基準について、引き続き適合していることが分かる図面や写真等
④ その他	その他、計画の変更がある場合には、変更箇所の内容が分かる資料等

※¹ 定期報告において搬出入状況が確認できていれば添付不要

※² ①の資料だけでは、土石の堆積として引き続き取り扱うことの妥当性が判断できない場合などに添付

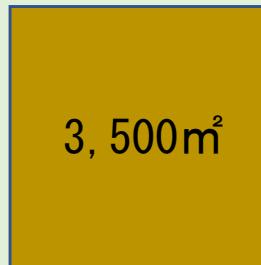
手数料一覧（抜粋）

許可申請	土石を堆積する土地の面積	手数料
	~500m ² 以内	13,000円
	500m ² 超~1,000m ² 以内	16,000円
	1,000m ² 超~2,000m ² 以内	18,000円
	2,000m ² 超~3,000m ² 以内	21,000円
	3,000m ² 超~5,000m ² 以内	30,000円
	5,000m ² 超~10,000m ² 以内	33,000円

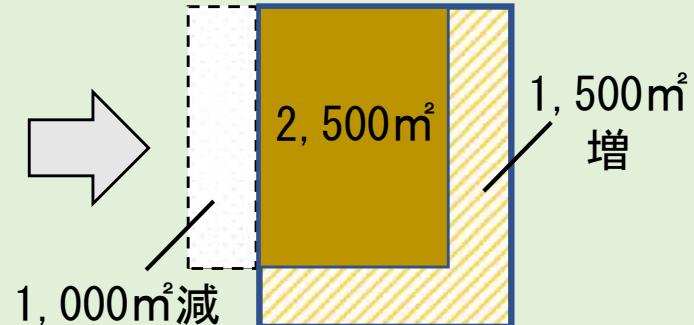
計画の変更（期間含む）	上記金額の10分の1
土地の面積変更	編入面積に応じ上記金額
その他の変更	10,000円

手数料例

【当初】



【変更後】



①当初の面積から減少分を差し引いた面積に対応する額の10分の1

②増加した面積に対応する額

$$\textcircled{1} 21,000\text{円} \times 1/10 + \textcircled{2} 18,000\text{円} = 20,100\text{円}$$

※期間の変更のみの場合：当初の面積に対応する額の10分の1

盛土規制法に関する情報



国土交通省



宇都宮市

お問い合わせ先

宇都宮市 都市整備部

都市計画課 盛土対策グループ

TEL：028-632-2883

FAX：028-632-5421